

安堵町地球温暖化対策実行計画策定等に係るカーボン・マネジメント調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、安堵町が政府の温室効果ガスの排出削減目標と遜色のない削減率40%を目指した地球温暖化対策実行計画（事務事業編※）（以下「事務事業編」と言う。）を策定するために、詳細な調査・分析を実施し、具体的な施策の抽出を行うとともに、事務事業編の目標達成を確実にするため、全庁的なPDCAを有したカーボン・マネジメント体制の確立を目的とする。

※事務事業編とは、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく「地方公共団体実行計画」のうち、地方公共団体を対象とした温室効果ガス削減の目標とその目標を達成するために実施する措置の内容を定めた計画を言う。

2. 対象業務

- | | |
|-----------|---|
| (1) 業務名 | 安堵町地球温暖化対策実行計画策定等に係るカーボン・マネジメント調査業務委託 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり。ただし、この仕様書は現時点の暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者（優先交渉権者）の提案内容を基に発注者と協議して決定する。 |
| (3) 業務期間 | 契約締結日の翌日から平成31年2月10日まで |
| (4) 実施場所 | 奈良県安堵町 |
| (5) 提案上限額 | 総額 9,999,720円（消費税及び地方消費税含む。） |

3. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

（本業務は、環境省が実施する平成30年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業）を利用して行うものである。そのため、当該補助金の交付を受けられない場合は、本業務は中止するものとする。その場合、発注者は、本プロポーザルに参加した者が本プロポーザルのために要した経費を補償しない。）

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 本町の入札参加資格の停止措置及び保留の期間でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第22号）第21条第1項の規定による再生手

続き開始の申立てをしていないものであること。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
- (5) 本業務の円滑な進捗を図るため、以下の資格を有する管理技術者を選任しなければならない。
- ・管理技術者
- 地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業又は地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定又は改定実績を保有するもの
- (6) 業務成果品の品質確保を図るため、以下の資格を有すること。
- ア JIS Q 14001（環境マネジメントシステム）
 - イ JIS Q 15001（プライバシーマーク（Pマーク））
 - ウ JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））
- (7) 過去3年以内に次のいずれかの実績を有すること。
- ①地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定又は改定に関する業務実績
 - ②地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に関する業務実績

5. 公募・選定スケジュール

実施項目	日程
公募開始（公告・町HP掲載）	平成30年 7月20日（金）
参加申請受付期間	平成30年 7月20日（金）
	平成30年 8月10日（金）
質問受付期間 （FAX又はメールにより受付）	平成30年 7月20日（金）
	平成30年 8月 6日（月）
質問回答（町HP掲載による）	平成30年 8月 7日（火）
参加申請書、企画提案書提出期限	平成30年 8月10日（金）
企画提案書に係る質疑	平成30年 8月17日（金）
選定結果通知	平成30年 8月中旬
委託契約締結（予定）	平成30年 8月中旬

6. 参加申請の手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の書類を担当課まで提出すること。

(1) 提出書類

下記に記載する提出書類の規格は、すべてA4版とする。

- ア 参加申請書兼企画提案書等提出書（様式1号）

イ 企画提案書

仕様書に基づき、基本的な考え方、手法、視点等を記載すること。企画提案書は10ページ以内（表紙、目次を除く。）とし、企画提案書及び添付資料の書式は自由とする。

ウ 企業概要書（様式2号）

会社の概要が分かる資料（パンフレット等）を添付すること。合わせて、資格要件の各種登録証明書を添付すること。

エ 関連業務実績調書（様式3号）

公募公告日前3か年の間における、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）策定又は改定に関する業務実績、又は地方公共団体カーボン・マネジメント強化事業に関する業務実績を記載すること。契約書の写しを添付すること。

オ 業務工程表

実施期間における業務スケジュールを示すこと。

カ 配置予定管理技術者調書（様式4号）

本業務について統括を担当する管理技術者を記載すること。

キ 見積書及び積算内訳書、見積金額には、消費税及び地方消費税を含むこと。

(2) 提出部数

書類名	正本	副本	様式
ア参加申請書兼企画提案書等提出書	1部。代表者印を押印すること。	10部	様式1号
イ 企画提案書	1部	10部	任意様式
ウ 企業概要書	1部	なし	様式2号
エ 関連業務実績調書	1部	なし	様式3号
オ 業務工程表	1部	なし	任意様式
カ 配置予定管理技術者調書	1部	なし	様式4号
キ 見積書及び積算内訳書	1部。代表者印を押印すること。	10部	任意様式

(3) 提出方法 持参又は郵送とする。（平成30年8月10日（金）午後5時まで必着）

(4) 提出先 担当課及び問い合わせ先（土、日、祝日を除く午前8時30分～午後5時）

〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地

安堵町役場 総務課

TEL：0743-57-1512（直通）

FAX：0743-57-1526

E-Mail：soumu@town.ando.lg.jp

(5) その他留意点

ア 提出された書類は返却しないものとする。

- イ 提出後の追加、修正は提出期限までの間に限り認める。
- ウ 企画提案書は、1 提案者につき1 案とする。

7. 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書等に関して質問がある場合は以下の要領で質問書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成30年8月6日(月)午後5時
- (2) 提出方法 質問書(様式5号)
FAX又は電子メールにて6.(4)の提出先へ送信後、送信した旨の電話連絡を行うこと。
- (3) 回答方法 質問への回答は、平成30年8月7日(火)午後5時までに随時、本町ホームページへ掲載する。ただし、本業務の受託候補者の認定において、公平性を保てないと判断される質問には、回答、公表しない場合もある。

8. 企画提案の審査

審査は、企画提案書の内容について評価することで行う。

- (1) 評価項目については、別表のとおりとする。
- (2) 審査は発注者の職員等で構成する選考委員会が実施する。構成員の所属、職及び氏名は非公表とする。
- (3) 提案者が1社であっても、評価は実施する。

9. 優先交渉権者の選定及び交渉

- (1) 提出された提案書の審査を実施し、別表審査における評価項目を基に選考委員会において審査を行う。評価点の最も高い提案者を優先交渉権第1位の事業者として選定し、契約締結に向けた手続きを行う。
- (2) 評価点の最高得点者が複数となった場合はくじ引きを実施し、交渉権第1位の事業者を1者選定する。
- (3) 優先交渉権者と契約締結に至らなかった場合は、次順位者を新たな交渉権者として手続きを行うものとする。
- (4) 評価点数の合計及び順位は、すべての提案事業者に文書で個別に通知するとともに、本町ホームページにおいて公表する。なお、審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申し立ては受け付けないものとする。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する場合、その参加者は失格とする。この場合において失格となった参加者が優先交渉権者に選定されているとき、発注者は、その選定を取り消し、その次に高い順位にある参加者を優先交渉権者に選定する。

- (1) 参加資格を満たさないことが分かったとき。

- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったことが判明した場合。
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合。
- (4) 本実施要領に違反した場合。
- (5) その他、本プロポーザルの公平性を害する行為をした場合。

1 1. 契約締結等

優先交渉権者との契約内容に関する協議が整い次第、随意契約の手続きを行うものとする。その際、優先交渉権者はあらかじめ見積書を提出するものとする。

1 2. その他の事項

- (1) 本プロポーザルの参加申込をした後、本プロポーザルから辞退しようとする場合は辞退届（様式6号）を担当課へ提出しなければならない。
- (2) プロポーザル実施に関する情報（参加者から提出された書類を含む。）は、安堵町情報公開条例（平成15年3月26日条例第5号）に基づき、提出書類を開示する場合がある。
- (3) 提案にあたって、業務に関して知り得た情報を目的外に使用し、又は第三者へ提供してはならない。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本プロポーザルへの参加に要する経費は、各参加者が負担するものとする。

別表

審査に係る評価項目

評価項目	評価内容
(1) 業務実績	同種業務の実績
(2) 業務実施体制	管理技術者の業務遂行能力（同種・類似実績）
(3) 業務工程	業務遂行の確実性
(4) 資格	組織の環境マネジメントシステム認証取得状況
(5) 企画提案書	本業務の目的及び趣旨の理解度
	調査対象施設の基礎データの収集・整理
	調査対象施設のスクリーニングと分析
	モデル施設に対する省エネ診断
	温室効果ガス削減に向けた各種施策の検討
	温室効果ガス削減効果の推計
	設備導入スキームの検討
	カーボン・マネジメント体制の検討及び事務事業編策定素案の検討支援
その他追加提案（特筆事項）	
(6) 見積価格	価格の妥当性、積算内訳の妥当性